

社会福祉施設職員等退職手当共済制度への加入について

(社会福祉施設職員等退職手当共済法 [昭和36年6月19日法律第155号] に基づく制度です)

▶▶ 今回加入手続きを取りました退職手当共済制度 (以下、共済制度) の概要について説明します。

1. 契約について

- 事業主と福祉医療機構とが利用契約を結んでいます。

2. 掛金について

- 掛金は事業主が負担し、職員の負担はありません。

3. 「退職」と扱われる場合

- 雇用契約の終了 (契約更新切替のタイミングを含む)
- 共済制度の加入要件を満たさなくなったとき
 - ① 雇用契約の変更 (雇用条件の変更) により、次に該当する場合
 - ・ 正規職員の所定労働時間の3分の2未満の労働時間数になったとき
 - ・ 締結した雇用契約上の雇用期間が1年に満たなくなったとき
 - ② 共済制度に登録していない施設に異動 (配置換え) になったとき

4. 退職したときは次のいずれかを選べます

- 退職手当金を請求する (一定の条件があります)
- 被共済職員期間の合算制度を利用する (一定の条件があります)
⇒ 転職や共済制度に登録していない施設への異動に対応する制度で、被共済職員期間 (退職手当金の算定対象となる期間) を合算して、退職手当金を受け取る制度です。
※原則として、退職時に所定の書類を記入の上、事業主へ提出が必要です。

ご 注 意

退職手当金は、**被共済職員期間と退職時の本俸**をもとに計算されます。

このため、雇用形態が変更になるなどで本俸が下がる場合については、雇用形態変更前の高い本俸で退職手当金を受け取った方が総合的に見て受け取る退職手当金が高くなる場合があります。

参考例

- 選択肢 A** 正規職員からパート・嘱託等となっても退職手続きをしないで加入を続ける場合
- 選択肢 B** 退職手当金を請求後、パート・嘱託等で加入する場合

正規職員 (被共済職員期間 8 年間)、パート・嘱託等 (被共済職員期間 1 年間)
退職時本俸 220,000 円

選択肢 A

被共済職員期間 9 年間

請求する

選択肢 B

被共済職員期間 8 年間

被共済職員期間 1 年間

請求する

正規職員 (被共済職員期間 8 年間)
退職時本俸 280,000 円

請求する

パート・嘱託等 (被共済職員期間 1 年間)
退職時本俸 220,000 円

- さらに詳しい内容については、福祉医療機構ホームページで確認できます。
<URL> <https://www.wam.go.jp/hp/cat/taisyokuteate/>

WAM 退職手当

検索